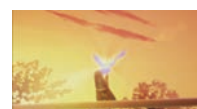


(2)安全と安心

～人にやさしい安心して
住み続けられるまちをつくる



(2)安全と安心 ~人にやさしい安心して住み続けられるまちをつくる

1) 良好なまちづくり

施策 4

良好なまちづくりの推進

▶ 施策の意図

良好な市街地の形成を図ります。

▶ 現状と課題

本市は、昭和30年代後半から急激な人口増加とともに宅地化が進み、農業的土地利用から都市的土地利用へと大きく変化してきました。その結果、急激な市街化による基盤整備の遅れや、スプロール化*1、農地の減少、住工混在などの弊害があらわれている地域も見られます。

また、市内には木造住宅や狭隘道路など密集している防災上課題のある地域や、住宅と工場の混在など、様々な都市的課題を抱え、住環境の課題としても、耐震化の必要な既存住宅や空き家の発生等もあります。

本市は、鉄道の利便性により市内4駅を中心に同心円状に市街地が発展してきた経緯があり、これまでも鉄道高架複々線化事業とあわせ、市街地再開発事業や土地区画整理事業などにより駅周辺の都市基盤整備の推進を図ってきました。

今後は、人口減少、超高齢社会*2など、都市を取り巻く課題が多様化する中で、ハード整備に加えて、健康・医療・福祉のまちづくりなど、ソフト施策とも連携したまちづくりの手法が必要となっています。

また、こうしたまちづくりは行政だけでは実現が難しいため、地域の方々、事業者、市民団体などと連携、役割分担しながら、様々な課題の解決に取り組んでいく必要があります。

▶ 施策の方針

- 都市計画マスタープランに基づきまちづくりを進め、市内10のコミュニティブロックごとに、地域との話し合いを通して、都市計画マスタープランに掲げる各地区の将来像を実現するための具体的な行動計画として、地区ごとにコミュニティプランを策定します。
- 持続可能性を備えたまちづくりを進めるため、周辺環境と調和した柿木地区産業団地の整備を推進するとともに、住工混在などの土地利用の弊害を解消し、今後も良好な市街地の形成をめざし、適正な土地利用を推進します。
- 新田駅東西口の土地区画整理事業を進めるとともに、谷塚駅西口地区の整備手法について地域住民の意向を伺いながら具体化を進めるなど、駅周辺の都市基盤整備の推進を図り、市内の4駅周辺のまちの特性にあわせ、地域の核づくりを進めます。

* 1 スプロール化… 都市が無秩序に拡大すること

* 2 超高齢社会…… 総人口に対して65歳以上の人口が占める割合（高齢化率）が21%を超えた社会

- 様々な都市的課題を解決するため、木造住宅密集地区に対する準防火地域*³の指定に向けた検討や、未着手の土地区画整理事業、都市計画道路の今後の在り方の検討など、地域特性に応じた快適な居住環境と、災害に強い安全で良好な市街地の形成に取り組みます。
- 安心して居住できるよう、既存住宅の耐震化や空き家対策などを推進します。

▶ 施策の柱

- ① 計画的な土地利用の誘導
- ② 都市核と地域核の形成
- ③ 良好な市街地の形成
- ④ 良好な住環境の形成

▶ 関連施策

- 施策2 みどりの保全と創出
 施策5 交通利用環境の改善促進
 施策6 安全で快適な道路の整備
 施策8 交通安全対策の推進
 施策13 地域とともに栄える産業の振興
 施策15 心地よいまちづくりの推進
 施策22 市民自治の推進

▶ 関連分野別計画等

草加市空家等対策計画

▶ 草加市未来まちづくり市民会議で出された協働のイメージ

市民の役割	● まちづくりに関するルールを守る ● 所有する不動産を管理する
地域の役割	● 地域のまちづくりについて考える ● 地域のまちづくりに関するルールをつくり運用する
事業者の役割	● まちづくりに関するルールを守る ● まちの魅力を高めるように努める
行政の役割	● 快適なまちづくりに向けて土地利用を誘導する ● 土地利用を誘導するため、道路等の基盤整備を進める ● 空き家対策など、地域の問題を解決するための取組を進める

※このイメージは各施策における役割分担の一例です。実際の役割分担は、個別施策ごとに関係する各主体の協働の中で決まってくるものと考えます。

*3 準防火地域…建築物の階数・延べ床面積に応じて、耐火性の高い構造とすることが定められている地域

2) 安全で円滑な交通

施策 5

交通利用環境の改善促進

▶ 施策の意図

市内の交通の利便性を確保します。

▶ 現状と課題

本市は、市域のほぼ中央を東武スカイツリーラインが南北に走り、それを利用して都心などに通勤・通学をする人が多いという特徴があり、交通結節点である駅を中心とした移動手段を確保することが市民生活を支える上で重要といえます。

その一方で、近年では都市部においてもバスの利用が伸び悩み、減便や撤退の危機に瀕するなど、公共交通を取り巻く環境は年々厳しさを増してきています。

今後、高齢化の進行などに伴い、高齢者や障がい者などの交通弱者が増加することが予想され、通院や買い物など、日々の生活の中で利用可能な、利便性の高い公共交通手段への需要はさらに高まるものと推測されます。

▶ 施策の方針

- バス運行事業者や関係機関と連携しながら、将来にわたって市民の暮らしを支え続ける、分かりやすく利用しやすい公共交通ネットワークの構築に向けた取組を推進します。

▶ 施策の柱

① 交通利用環境の改善促進

▶ 関連施策

- 施策3 環境を守り育てる
- 施策4 良好なまちづくりの推進
- 施策6 安全で快適な道路の整備
- 施策8 交通安全対策の推進

▶ 関連分野別計画等

- 草加市公共交通再編計画
- 草加市地域公共交通網形成計画

▶ 草加市未来まちづくり市民会議で出された協働のイメージ

市民の役割	● 公共交通を積極的に利用する ● 公共交通の運行を妨げない
地域の役割	● 公共交通を快適に利用できるよう、バス停周辺の環境美化等に努める
事業者の役割	● 公共交通の利用者のニーズに応える
行政の役割	● 公共交通が円滑に通行できる道路を整備する ● 関係機関との協議などにより公共交通の利便性を高める

※このイメージは各施策における役割分担の一例です。実際の役割分担は、個別施策ごとに関係する各主体の協働の中で決まってくるものと考えます。

INFO

◆ パリポリくんバスに乗ってみよう！ ◆



交通不便地域の解消のため、令和2年（2020年）1月24日（金）から北東、南西ルートに続き、草加市で3ルート目となるパリポリくんバス新田ルートが運行を開始しました。

運行収支に赤字が生じた場合には、一定の額を上限に市が補助します。将来に渡って、利用しやすいサービスを維持し、提供していくためには、利用者の皆さまの協力が不可欠です。

● 運行体制

車 両：小型バス（定員34人）
 運 行：北東、南西ルート：
 東武バスセントラル株式会社
 草加営業事務所
 新田ルート：
 朝日自動車株式会社
 越谷営業所
 運行日：毎日（365日）
 ただしイベント等により運休する場合あり
 運行頻度：おおむね1時間当たり2便
 運 賃：対キロ区間制
 割 引：既存の路線バスと同じ



バスの乗り方教室の開催！

2) 安全で円滑な交通

施策 6

安全で快適な道路の整備

▶ 施策の意図

道路の機能を確保します。

▶ 現状と課題

本市の道路網は、東京外かく環状道路、県道の整備などにより、交通渋滞の緩和が図られています。また、市内幹線道路や生活道路の整備についても、防災及び安全対策などを重点に、計画的に進めています。

▶ 施策の方針

- 今後も交通需要の変化に伴い、公共交通政策など他施策とも連携を図りながら、混雑の解消に努めるとともに、超高齢社会に対応できるよう、歩行者や自転車などの交通の安全性、利便性の向上のため、各種道路の計画的な整備を推進するとともに、無電柱化により防災性の向上を図ります。
- 幹線道路や生活道路の整備とあわせて、既存道路などについても、計画的かつ効率的な維持管理を徹底し、安全で快適な道路網の構築を図ります。

▶ 施策の柱

- ① 幹線道路の整備
- ② 生活道路の整備
- ③ 道路の保守

▶ 関連施策

- 施策4 良好なまちづくりの推進
- 施策5 交通利用環境の改善促進
- 施策8 交通安全対策の推進

▶ 関連分野別計画等

- 草加市舗装長寿命化修繕計画
- 草加市橋りょう及び横断歩道橋長寿命化修繕計画

▶ 草加市未来まちづくり市民会議で出された協働のイメージ

市民の役割	● 幅員 4 m 未満の道路でセットバックに協力する ● 交差点での隅切りに協力する
地域の役割	● 地域の交通危険箇所などを行政に知らせる
事業者の役割	● 通勤時間のオフピークの導入など交通混雑の解消に協力する
行政の役割	● 交通混雑の解消や歩行者、自転車が安全に通行できるよう、計画的に道路整備を行う ● 災害時に安全に避難できる道路を整備する ● 安全な通行を確保するため、道路の維持管理を徹底する

※このイメージは各施策における役割分担の一例です。実際の役割分担は、個別施策ごとに関係する各主体の協働の中で決まってくるものと考えます。

INFO

◆ 道路等の不具合をスマートフォンやパソコンで通報できます ◆

道路に穴ぼこがいている、カーブミラーやガードレールが壊れているなど、修繕が必要な道路や水路について、スマートフォンやパソコンを利用して通報できるシステムです。このシステムは、市民の皆様が損傷等に気付いたときに手軽にいつでも通報できます。

● 通報の対象事項

- | | | |
|--------------|-----------|-----------------|
| ▷ 舗装の穴 | ▷ 道路陥没 | ▷ 側溝（蓋）の損傷 |
| ▷ 側溝蓋のガタツキ | ▷ 縁石の損傷 | ▷ 車止め・ガードレールの損傷 |
| ▷ カーブミラーの不具合 | ▷ 区画線の不具合 | ▷ 照明灯の不具合 |

● 利用方法

1. 「埼玉県 電子申請・届出サービス (<https://s-kantan.com/toppage-saitama-t/>)」にアクセスしていただき、画面地図上で「草加市」を選択、手続き名の検索窓で「道路の補修」と入力し、検索結果の手続き名「道路の補修依頼」をクリックし、必要事項を入力し、投稿画面を呼び出します。（利用者登録をせずに投稿することは可能ですが、最初に利用者登録を行えば、連絡先等の入力事項が省略できます。）
※スマートフォンからは右のQRコードからもアクセスいただけます。
2. 不具合の内容を選択、写真（近景・遠景 位置情報付き）を添付、場所（近隣の住所等）等必要事項を入力し、通報します。
3. 通報された旨の確認メールが自動で通報者に返信されます。



(2)安全と安心 ~人にやさしい安心して住み続けられるまちをつくる

3) 安全性の高いまちづくり

施策
7

総合的な治水対策の推進

▶ 施策の意図

水害から市民を守ります。

▶ 現状と課題

中川・綾瀬川流域の下流域に位置する本市は、もともと浸水しやすい地形特性を有していることに加え、流域の開発や都市化の進行に伴い、保水・遊水機能*1の低下が著しく、河川への流出量の増大をもたらしています。そのため、河川の氾濫や排水機能を上回る降雨などにより、水害の発生しやすい状況にあります。

そのため、本市は今日まで、重要な課題として治水施設の整備に取り組み、一定の治水安全度が確保され、被害を受ける頻度は少なくなってきましたが、気候変動*2による台風の大型化、全国各地で頻発する予測困難な集中豪雨などにより、多くの被害がもたらされていることから、まだまだ治水対策が大きな課題であることに変わりありません。

▶ 施策の方針

- 中川・綾瀬川流域整備計画を基本として、流域内の河川や治水施設等の整備を促進するとともに、河川・水路の保全、施設の老朽化に伴う計画的かつ効率的な改修・更新、水防活動体制の充実を図り、総合的な治水対策を推進します。
- ハザードマップ等により各地域の危険性を市民に広めて防災意識の高揚を図り、市民とともに水害に強いまちづくりを進めます。

▶ 施策の柱

- ① 水害に強い河川等の整備
- ② 河川等の保全

▶ 関連施策

施策1 水環境の保全
施策9 危機管理体制の強化

▶ 関連分野別計画等

草加市下水道ストックマネジメント計画

*1 保水・遊水機能… 保水：森林、土壌などがその中に水分を保つこと 遊水：雨水や河川の水が流入して留まること
*2 気候変動…………… 大気の平均状態である気候が様々な要因により、多様な時間の尺度で変動すること

▶ 草加市未来まちづくり市民会議で出された協働のイメージ

市民の役割	● 雨水を溜めて利用する設備を設置し、一時期に大量に河川に雨水が流れ込まないようにする
地域の役割	● 地域の生活道路の側溝の清掃を定期的の実施し、雨水が流れやすいようにする
事業者の役割	● 地域と連携し、側溝等の清掃を定期的の実施する
行政の役割	● 水害の発生を防止するため、排水施設を整備する ● 幹線道路などの側溝の清掃を定期的の実施する

※このイメージは各施策における役割分担の一例です。実際の役割分担は、個別施策ごとに関係する各主体の協働の中で決まってくるものと考えます。

INFO

◆ 草加市の水防体制 ◆

草加市では気象及び河川水位等の情報収集を行い、適切な水防体制を整備することで、大型台風や集中豪雨などの自然災害による浸水被害の低減を図っています。

● 警戒体制（災害対策本部を設置しないで通常の組織で警戒にあたる体制）の配備基準

注意報配備	平日の勤務時間外や休日に、大雨または洪水注意報が発令されたとき(約7名)
0号配備	大雨または洪水注意報が発令されたとき また、気象予報等から詳細な気象情報の収集と注意が必要になったとき(約20名)
1号配備	大雨警報等の発表など、局地的に集中した降雨などが予想される場合や、台風の接近に伴い一層の注意と警戒が必要になったとき(約50名)
2号配備	大雨洪水警報が長時間発表され、水害の発生が予想される場合や、台風の接近に伴い一層の注意と警戒が必要になったとき(約200名)
緊急水防体制	平日の勤務時間外や休日に、予測困難な集中豪雨等が発生または発生の恐れがあるとき(約60名)



水防会議



※令和元年度時点の体制となります。 水防研修(職員による土嚢づくり)

◆ 日ごろから備えましょう ◆

日頃から水害や災害に備え、家の点検、非常持ち出し品や備蓄品の準備と確認、また、家族間での避難先や連絡方法の確認をしておきましょう。

● インターネット、携帯電話による「雨量」「水位」等の情報提供

国土交通省及び埼玉県では、河川に関する「雨量」「水位」等の情報をリアルタイムで提供しています。

川の防災情報（国土交通省）： <http://www.river.go.jp/>

埼玉県水防情報システム（埼玉県）： <http://suibo.saitama-river.info/>

(2)安全と安心 ~人にやさしい安心して住み続けられるまちをつくる

3) 安全性の高いまちづくり

施策
8

交通安全対策の推進

▶ 施策の意図

安全な交通環境の確保を図り、交通事故から市民を守ります。

▶ 現状と課題

市内の交通事故死者数は、昭和47年（1972年）をピークとして減少傾向にあります。しかしながら、県内では交通事故発生件数が依然として高い状態であり、特に自転車の交通事故死傷者数が高いことから、本市における交通事故の特徴に対応した、総合的な交通事故防止対策を引き続き講じていく必要があります。

本市では、草加市交通災害共済の終了に伴い、個人賠償責任補償付傷害総合保険（交通事故補償型）「入って安心！RinRin（りんりん）そうか」を保険会社と共同で創設し、市民等が安心して加入できる環境の構築及び傷害保険加入の選択肢を増やすことで、日常生活における安心と安全の向上を図っています。

また、駐輪（放置自転車）対策については、平成25年（2013年）に開設した草加駅東西口短時間駐輪場の運営を行い、放置自転車の減少に寄与することが実証されました。今後は、その他の各駅周辺の放置自転車問題の解決に向けた対策を講じていく必要があります。

▶ 施策の方針

- 人命尊重の理念に基づき、交通事故のない安全かつ快適な交通環境を実現するため、歩行者、幼児、高年者、障がい者などの安全通行の確保に努めます。
- 自動車や自転車の交通の安全かつ円滑な通行を確保するための道路交通環境の整備を進める一方、走行マナーに関する意識啓発や、生涯を通じた交通安全思想の普及などを図ります。

INFO

◆ 様々な機会を捉えた交通安全啓発 ◆

交通安全教室やイベントを開催し、各年代に適した効果的な交通安全教育を行っています。

また、広報そうか等の広報媒体を活用し、広く交通ルールを周知することにより交通事故を防止します。



小・中学校での交通安全教室

3) 安全性の高いまちづくり

施策 9

危機管理体制の強化

▶ 施策の意図

災害に強いまちづくりを推進します。

▶ 現状と課題

ここ数年、各地で地震、台風、河川の氾濫などの自然災害が多発しているほか、武力攻撃事態等の懸念が高まるなど、市民の生命・身体・財産に大きな影響を及ぼしかねない様々な危機事象が断続的に発生しています。このような予測が難しい危機に対応できるようにするためには、日頃から市民一人ひとりの意識を向上するとともに、災害などの危機に負けないまちづくりを推進していく必要があります。

また、危機によって引き起こされる被害を最小限に抑制し、早期に復旧・復興をするため、不測の事態に対応できる危機管理体制を構築する必要があります。

なお、平成27年（2015年）10月1日には、本市と八潮市の2市で、消防力の強化が大いに期待でき、市民サービスの向上につながることから、消防広域化することに合意し、「草加八潮消防組合」が設立されました。その後、平成28年（2016年）4月1日からは共同事務が開始されています。

▶ 施策の方針

- 市民一人ひとりが災害対応力を養っていくために、防災意識の高揚を図ります。
- 自主防災組織^{*1}や避難所運営組織^{*2}の仕組みをもとに、地域における防災訓練をはじめとする取組を推進し、地域の自主防災体制の構築を図ります。
- 大規模災害の対応に備えた設備等の拡充などを進めます。
- 適切かつ円滑な応急対応及び復旧・復興が実現できるよう、地域、草加八潮消防組合及び事業者との連携と協働によって、自助・共助・公助^{*3}による災害に強い安全で安心なまちづくりを推進します。

▶ 施策の柱

- ① 災害対応力の強化及び危機管理体制の構築
- ② 消防力の強化
- ③ 地域防災力の強化

* 1 自主防災組織……市民が自主的にその地域の防災対策の確立のために結成する組織であり、本市では町会単位を設立基準としている

* 2 避難所運営組織……住民によって災害時の避難所の設置と運営ができるよう訓練を実施した組織

* 3 自助・共助・公助…自助は自分や家族のことを自ら行うこと、共助は近隣などで助け合うこと、公助は行政や公的機関が実施・支援すること

▶ 関連施策

施策7 総合的な治水対策の推進
 施策20 教育環境の整備・充実
 施策22 市民自治の推進

▶ 関連分野別計画等

草加市危機管理計画
 草加市地域防災計画（地震対策編）
 草加市地域防災計画（風水害対策編）
 草加市防災業務計画（地震対策編）
 国民保護に関する草加市計画

▶ 草加市未来まちづくり市民会議で出された協働のイメージ

市民の役割	● 日頃の防災訓練に参加して、地域、行政の役割分担を認識する ● 防災意識を高め、食料の備蓄などしておく ● 住宅の耐震性、防火性を高める
地域の役割	● 災害時に災害弱者（けが人、独居老人、外国人等）を助ける仕組みをつくり、また、情報を把握しておく ● 町会等の役割分担を明白にしながら、災害時に助け合えるよう、実践的な避難訓練等を実施する ● 災害時にリーダーとなる人材を育成する
事業者の役割	● 災害時に従業員などの安全を確保できるよう実践的な避難訓練等を実施する ● 事業内容に応じて行政と災害協定を結び、市民等の支援を行う ● 帰宅困難者の受け入れ体制を整える
行政の役割	● 地域防災計画などにに基づき、防災体制を充実させる ● 広域的な連携のもと火災・救急・救助などの消防体制を充実させる ● 防火、耐震化、液状化対策等に関する助成制度を充実させる

※このイメージは各施策における役割分担の一例です。実際の役割分担は、個別施策ごとに関係する各主体の協働の中で決まってくるものと考えます。

INFO

◆ 草加八潮消防組合について ◆

草加八潮消防組合は、広域化により、2署4分署体制になります。消防広域化によるスケールメリットを活かし、消防体制の整備及び充実強化を図り、管内約34万人の安全・安心を確保するため、さらなるサービスの向上をめざしています。平成28年度（2016年度）には、管轄人口規模が30万人を超えたことから、消防力の強化を図るため、高度救助資機材等を積載できる救助工作車を更新整備したことにより、従来配備していた特別救助隊2隊のうち1隊を高度救助隊に格上げ編成しました。平成30年度（2018年度）には、高度救助隊が埼玉県特別機動援助隊の登録部隊となったことから、通常の災害活動に加えて同援助隊の一員として、県内で発生した災害現場に出動し、関係機関と連携する中で、迅速な人命救助活動に邁進しています。

また、広域化することにより、地域との関わりが希薄にならないよう、構成市と緊密に連携するとともに、構成市それぞれの消防団との連携や団員の充足に努めています。

(2)安全と安心 ~人にやさしい安心して住み続けられるまちをつくる

3) 安全性の高いまちづくり

施策
10

防犯対策の推進

▶ 施策の意図

市民の防犯意識を高め、犯罪を減少させます。

▶ 現状と課題

近年の犯罪情勢は、全国的に見ても犯罪発生件数の減少傾向が見られます。特に、空き巣などの侵入窃盗、ひったくりなどの身近な犯罪は減少しています。しかしながら、最近は特殊詐欺をはじめとした高年者を狙った犯罪や、子どもたちが被害者となるような事件が増加しています。

本市における状況も同様です。本市の犯罪発生件数も、毎年減少傾向を維持していますが、特殊詐欺被害の増加や不審者事案が発生するなど、犯罪等に対する市民の不安の声は引き続いて多く寄せられています。

そのため本市では、平成16年（2004年）12月に制定された「草加市みんなで取り組む安全安心まちづくり宣言」の理念のもと、パトロールステーションの運営や、警察官OBの職員による通学路等の巡回、市民が主体となって行う自主防犯団体への支援、市内の4駅周辺に設置した防犯カメラの運用など、様々な施策を展開してきました。

また、平成29年（2017年）4月に制定された「草加市安全安心まちづくり推進条例」に基づき、繁華街での迷惑行為の監視及び指導、「草加市安全安心まちづくり推進協議会」の設立、新規の「草加市安全安心まちづくり行動計画」を策定し実施するなど、多様化する犯罪への対策もあわせて講じてきました。

▶ 施策の方針

- 草加市安全安心まちづくり推進条例に基づき、地域市民との協力や関係機関との連携による防犯思想の普及促進、防犯体制の確立、防犯施策の総合的な推進を図り、特殊詐欺等の犯罪のない、明るく住みよいまちづくりを推進します。

▶ 施策の柱

- ① 防犯意識の普及・啓発
- ② 防犯対策

▶ 関連施策

施策22 市民自治の推進

▶ 関連分野別計画等

草加市安全安心まちづくり推進条例
草加市安全安心まちづくり行動計画

▶ 草加市未来まちづくり市民会議で出された協働のイメージ

市民の役割	● 犯罪に関する情報に関心を持ち、犯罪被害に遭わないように注意する ● 家の戸締りなどをしっかりとる
地域の役割	● パトロールを実施するなど、地域の安全の向上に努める ● 空き家など犯罪が起きそうな場所を点検し、注意を喚起する ● 人の目が行きわたっている状況をつくる
事業者の役割	● 犯罪被害に遭わないよう、事業所の防犯対策に努める ● 自治会等と連携して、地域の安全の向上に努める
行政の役割	● 防犯に関する情報を提供する ● 管理上問題のある空き家等の情報を集め、対策を進める

※このイメージは各施策における役割分担の一例です。実際の役割分担は、個別施策ごとに係る各主体の協働の中で決まってくるものと考えます。

INFO



パトロールステーション（草加パトロールステーション）

パトロールステーションは、防犯及び交通安全活動の拠点として市内各3駅、草加駅（西口）、獨協大学前＜草加松原＞駅（東口）、新田駅（西口）に市が独自に設置。警察官OBを非常勤嘱託員として採用し、昼夜に渡り防犯活動を行っています。



年末年始特別警戒取締り出陣式及び1日署長

年末年始特別警戒取締り出陣式の防犯パレード。草加警察署の1日署長として、タレントのパンチ佐藤さんも参加しました。

(2)安全と安心 ～人にやさしい安心して住み続けられるまちをつくる

3) 安全性の高いまちづくり

施策
11

安全で安定した水の供給

▶ 施策の意図

市民の求める安全で良質な水の安定供給を図ります。

▶ 現状と課題

本市の水道事業は、昭和34年（1959年）に給水を開始して以来今日まで、生活用水の供給とともに、都市開発、産業の進展など、市の基盤づくりに重要な役割を果たしてきました。特に、高度経済成長、生活様式の変化によって、水需要は飛躍的に増大しました。

しかし、単身世帯の増加や節水機器の普及などにより、水需要は漸減し、今後も経営環境は厳しくなると予想されるため、安定した経営基盤を維持していくことが必要です。

▶ 施策の方針

- 今後も引き続き、安全で安定した水の供給を行っていくため、老朽化した施設の更新と耐震化を効率よく実施していきます。
- 水道事業は地方公営企業法の適用を受け、水道料金を主財源とする独立採算性のもとで企業を運営していることから、費用と収益の収支バランスを見ながら、安全で安定した水の供給を図っていきます。

▶ 施策の柱

① 良質な水の安定供給

▶ 関連施策

—

▶ 関連分野別計画等

草加市水道事業ビジョン（経営戦略）

▶ 草加市未来まちづくり市民会議で出された協働のイメージ

市民の役割	● 水道の利用状況を確認し、漏水などがいないか点検する ● マンション等の給水タンクや給水設備を適正に管理する ● 積極的に雨水を利用する
地域の役割	● 水道の利用状況を確認し、漏水などがいないか点検する ● マンション等の給水タンクや給水設備を適正に管理する ● 積極的に雨水を利用する
事業者の役割	● 水道の利用状況を確認し、漏水などがいないか点検する
行政の役割	● 水道施設の適切な維持管理を行う

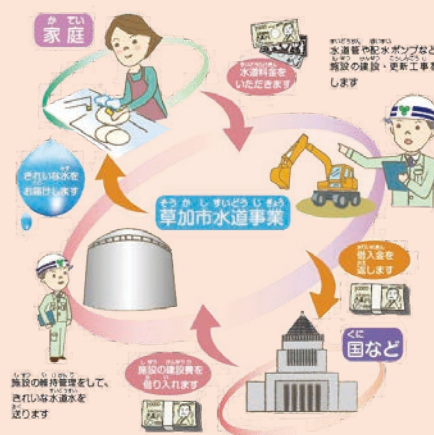
※このイメージは各施策における役割分担の一例です。実際の役割分担は、個別施策ごとに関係する各主体の協働の中で決まってくるものと考えます。

INFO

◆ 水道事業の仕事としくみ ◆

水道事業は、水道法という法律に基づいて「安心して飲める水を24時間365日送り続けること」を目的として、古くなった水道管の取り替えや水質検査など、いろいろな仕事をしています。

水道事業の経営に必要な費用は、主に皆さんから納められた水道料金でまかっています。



◆ 災害に備えて水の備蓄を ◆

水道事業では、災害に備える取り組みを進めています。が、大規模な災害が発生した場合には、断水する恐れがあります。

このような時は、指定避難所である小中学校32か所、水道庁舎1か所及び浄配水場5か所で応急給水を行います。が、災害の規模や状況によっては、応急給水に時間がかかる場合もありますので、ご家庭でもペットボトル水など飲料水の備蓄をお願いします。

人間が生命を維持するために必要な飲料水の量は、1人1日約3リットルとされています。これに家族の人数分が必要となります（目安は3日分）。

災害に備えて

家庭でも水の備蓄を!

万が一の災害に備えるために、常日頃から家庭でも水を備蓄しておきましょう。

飲み水は、1人1日3リットルとして3日分は用意しておこう



お風呂の水はトイレなどの生活水に使えるわね

(2)安全と安心 ~人にやさしい安心して住み続けられるまちをつくる

3) 安全性の高いまちづくり

施策
12

安定した汚水処理の推進

▶ 施策の意図

良好な生活環境を守るため、汚水処理を安定的に行います。

▶ 現状と課題

本市では、昭和30年代からの急速な宅地開発の進展などに伴う河川の水質の悪化などに対処するため、昭和47年（1972年）から公共下水道事業に着手しています。本市の公共下水道は、事業着当初から、汚水と雨水を分離して流す分流式を採用しており、汚水処理に係る下水道普及率は90%を超えています。

▶ 施策の方針

- 今後も引き続き公共下水道の整備を進めるほか、施設の老朽化による危険箇所などについて、計画的な修繕などを行い、安定した汚水の処理に努めます。

▶ 施策の柱

① 安定した汚水処理の推進

▶ 関連施策

—

▶ 関連分野別計画等

草加市下水道ストックマネジメント計画

▶ 草加市未来まちづくり市民会議で出された協働のイメージ

市民の役割	● 下水道が整備された地区では水洗化を行う
地域の役割	● 汚れた道路や側溝があった場合、行政に知らせる
事業者の役割	● 地域と連携し、汚れた道路や側溝があった場合、行政に知らせる
行政の役割	● 下水道の整備を進める ● 老朽化した下水道を計画的に修繕する

※このイメージは各施策における役割分担の一例です。実際の役割分担は、個別施策ごとに関係する各主体の協働の中で決まってくるものと考えます。

INFO

◆ 草加市のマンホールカード ◆

業界・分野の枠を超えて産学官が連携し、下水道に関する広報活動を展開している「下水道広報プラットフォーム（GKP）」が活動の一環として、地方公共団体と共同でカード型下水道広報パンフレット「マンホールカード」を発行しています。

マンホール蓋はそれぞれの自治体において、ご当地の名所や特産品をあしらったデザインを施して製作されています。

マンホールカードは、こうしたデザインマンホール蓋が市民の関心を集める中、今まで下水道を気に留めていなかった方々には関心の入口として、既に関心を寄せられている方々にはマンホールの先にある下水道の大切さをより深く理解していただくことを目的としています。

マンホールカード【パリポリくん】



(表)



(裏)

マンホールカード【百代橋と松並木】



(表)



(裏)

配付状況によっては在庫を確保できない場合がありますので、ご了承ください。

◆ 下水道使用料の徴収と使用方法 ◆

● 料金の徴収方法は

水道の使用水量を下水道の排水量と同量とみなし、水道料金といっしょに、通常は2ヶ月に一度徴収されます。ただし、口座振替の手続き済みの方でも、下水道接続工事後の最初の使用料については、水道料金とは別に発行する納付書で納めていただく場合があります。

● 料金はどのように使用されるか

皆さんからお納めいただいた下水道使用料は、終末処理場で汚水を物理的・化学的な方法で浄化処理したり、下水道施設の清掃や、修理をするための維持管理費として使用されます。

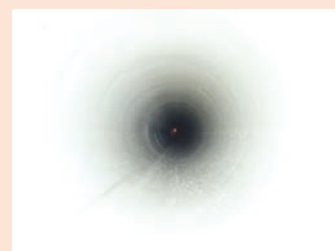
また、下水道施設の建設のために借りた地方債の返済の一部に充てることもあります。



耐震化工事



管渠清掃作業



管更生状況

